令和８年（フ）第６８２号
埼玉県越谷市赤山町２丁目220番地11　サニーハウス102
債務者　千ケ﨑亜矢
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第６４２号
埼玉県所沢市大字松郷68番地の２　４－202
債務者　笹目　夏希
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日までさいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７４５号
埼玉県所沢市大字下安松1504番地の21　レオパレステジマ102
債務者　河田万寿美
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日までさいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７８６号
埼玉県川越市大字古谷本郷1492番地５（Ｋ－１棟408号室）
債務者　岡庭　昇司
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日までさいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第８１２号
埼玉県飯能市大字双柳1493番地37　浅間団地（北）211号
債務者　長谷川由美子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日までさいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第８２８号
埼玉県所沢市西所沢１丁目22番２－1102号　アルシオーネ西所沢
債務者　坂詰　　隆
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日までさいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第３０５号
埼玉県行田市大字若小玉2652番地１　コーポスタンダード101号、旧住所群馬県太田市東別所町162番地６
債務者　ポルセウ　ジュスティニアノ　ヘンリー（ＰＯＲＣＥＬ　ＪＵＳＴＩＮＩＡＮＯ　ＨＥＮＲＹ）
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日までさいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第３６８号
埼玉県東松山市大字上唐子1461番地82
債務者　勝田　眞弓
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日までさいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第３８７号
埼玉県深谷市上柴町西１丁目21番地12　キャビン25・206号
債務者　橋本　恭司
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日までさいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第３８８号
埼玉県児玉郡上里町大字神保原町935番地１　アーバンハイツ205号
債務者　坂本　優菜
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日までさいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第２２号
埼玉県秩父市熊木町24番20号
債務者　島田　勝典
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日までさいたま地方裁判所秩父支部破産係

令和８年（フ）第４９２号
相模原市中央区相模原４丁目８番４号　ＭＳドウェル相模原４－Ｄ号
債務者　仲山　高文
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第５０７号
相模原市中央区南橋本２丁目４番４号　小原コーポ201
債務者　渡辺　文代
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第３１号
京都府舞鶴市字下福井481番地３
債務者　大槻　成典
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで京都地方裁判所舞鶴支部破産係

令和８年（フ）第３５号
島根県浜田市金城町下来原234番地76（４－403）
債務者　村上真祈子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで松江地方裁判所浜田支部

令和８年（フ）第１８４８号
札幌市中央区南10条西11丁目１番16－205号
債務者　引地　貴夫
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９２９号
札幌市中央区北１条東３丁目５－24　ルプルミエ405、住民票上の住所北海道北広島市西の里東４丁目６番地９
債務者　新妻　健斗
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで札幌地方裁判所民事第４部